

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(秋田県すこやか奨学基金条例の廃止)

2 秋田県すこやか奨学基金条例(平成三年秋田県条例第三十五号)は、廃止する。

秋田県児童会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第十九号

秋田県児童会館条例の一部を改正する条例

秋田県児童会館条例(平成十七年秋田県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表の備考一中「場合」の下に「(児童の健全な育成のために使用する場合を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第二十号

秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

秋田県看護職員修学資金貸与条例(昭和三十七年秋田県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第三号中「助産師」を、「助産師」に、「(七)まで」を「(五)まで又は(七)」に改め、同号(一)中「医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第二項に規定する」を削り、同号(二)中「医療法」の下に「(昭和二十三年法律第二百五号)」を、「病院」の下に「(県が設置するものを除

く。」を加え、同号(五)中「第二十七条第二項」を「第七条第六項」に改め、同号(六)を次のように改める。

(六) (二)から(五)までのいずれにも該当しない病院(県が設置するものを除く。)

第一条の二第三号(七)中「第七条第二十二項」を「第八条第二十五項」に改め、同号(八)中「第七条第五項」を「第八条第一項」に、「同条第四項」に改め、同条第四号中「次に掲げる施設」を「診療所、病院、介護老人保健施設、訪問看護事業所」に、「医療機関」を「診療所、病院」に改め、同号(一)及び(二)を削る。

附 則

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一条の二第三号(五)の改正規定は、同年十月一日から施行する。

2 この条例による改正後の秋田県看護職員修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に新たに修学資金の貸与を受ける者及び同日以後に養成施設(助産師に係るものに限る。以下同じ。)を卒業する者に係る修学資金について適用し、同日前に修学資金の貸与を受けた者(同日以後に養成施設を卒業する者を除く。)に係る修学資金については、なお従前の例による。

秋田県衛生検査所登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第二十一号

秋田県衛生検査所登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県衛生検査所登録等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十九号)の施行の日から施行する。

秋田県総合生活文化会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第二十二号

秋田県総合生活文化会館条例の一部を改正する条例

秋田県総合生活文化会館条例(平成元年秋田県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第三条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 音楽研修室

別表第一第一号(一)中「及び練習室」を「練習室及び音楽研修室」に改め、同号(一)の表に次のように加える。

音 楽 研 修 室	一時間につき	一、〇〇〇円
-----------	--------	--------

別表第一第一号(一)の表の備考第一号中「若しくは第三練習室」を「第三練習室若しくは音楽研修室」に改める。

別表第二中「第三練習室」を「第三練習室」に改める。
音楽研修室

附 則

この条例は、平成十八年七月一日から施行する。

秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第二十三号

秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年秋田県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「三年」を「五年」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第二条第一項の登録(同条第三項の更新の登録を含む。以下同じ。)を受けている者又はこの条例の施行前にした同条第一項の登録の申請に基づきこの条例の施行後に同項の登録を受けた者(同条第三項の更新の登録の場合にあっては、この条例の施行後に従前の登録の有効期間が満了する者を除く。)の当該登録の有効期間については、なお従前の例による。

生活衛生関係営業に係る衛生措置に関する基準等を緩和するための関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第二十四号

生活衛生関係営業に係る衛生措置に関する基準等を緩和するための関係条例の整備に関する条例

(公衆浴場法施行条例の一部改正)

第一条 公衆浴場法施行条例(昭和二十六年秋田県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「浴場」の下に「その他衛生上及び風紀上支障がないと認める浴場」を加え、「及び第十八号」を「第十八号及び第二十号」に改める。

(旅館業法施行条例の一部改正)

第二条 旅館業法施行条例(昭和三十二年秋田県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「の各号」を削り、同条第六号中「前各号に掲げるもののほか、」を削り、「の構造設備の基準」を「にあつて」に改め、同条第七号を次のように改める。

七 下宿営業の施設にあつては、客室に衣類、寝具その他日用品を保管する設備又は場所を設けること。

第五条第一項中「の各号」を削り、同項第六号中「廊下、洗面所」を削る。

(興行場法施行条例の一部改正)

第三条 興行場法施行条例(昭和五十九年秋田県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中第四号を削り、第五号を第四号とし、同条第六号中「次に掲げる」を「次(知事が認める便所にあつては、(一)及び(四)を除く。)」に掲げる」に改め、同号(1)に次のただし書を加える。

ただし、興行場の設置の場所等により知事が衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。

第三条第六号を同条第五号とする。

第四条第七号を次のように改める。

七 興行時間に応じ、適宜休憩時間を設けること。

附則第二項中「受け、又は許可の申請をしている」を「受けている」に、「供し、又は供することとしている」を「供している」に、「次の各号に掲げる」を「第三条第五号(一)及び(三)の」に、「当該各号に定める間」を「当分の間」に改め、同項各号を削る。

(理容師法施行条例の一部改正)

第四条 理容師法施行条例(平成十二年秋田県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「白色又はこれに近い色の」を削り、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。
(美容師法施行条例の一部改正)

第五条 美容師法施行条例(平成十二年秋田県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「白色又はこれに近い色の」を削り、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。
(クリーニング業法施行条例の一部改正)

第六条 クリーニング業法施行条例(平成十四年秋田県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中へを削り、トをへとし、チをトとし、リを削り、ヌをチとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(興行場法施行条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 興行場法施行条例の一部を改正する条例(平成三年秋田県条例第六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「受け、又は許可の申請をしている」を「受けている」に、「供し、又は供することとしている」を「供している」に、「第三条第六号(2)」を「第三条第五号(2)」に改める。

秋田県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第二十五号

秋田県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

秋田県動物の愛護及び管理に関する条例(平成八年秋田県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 特定動物の飼養の許可等(第十条―第十六条)」及び「第三節 削除」を削り、「第四節」を「第二節」に、「第十九条―第二十一条」を「第十条―第十二条」に、「第二十二条―第二十四条」を「第十三条―第十五条」に、「第二十五条―第二十八条」を「第十六条―第二十条」に、「第二十九条―第三十一条」を「第二十一条―第二十三条」に改める。

第二条第六号を次のように改める。

六 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号。以下「法」という。）第二十六条第一項に規定する特定動物をいう。
第三章第二節及び第三節を削る。

第十九条第一項中「第九条第一項ただし書」を「前条第一項ただし書」に改め、第三章第四節中同条を第十条とし、第二十条を第十一条とし、第二十一条を第十二条とし、同節を同章第二節とする。

第二十二条の見出し中「脱出時」を「逸走時」に改め、同条中「特定動物飼養者」の下に「（法第二十八条第一項に規定する特定動物飼養者をいう。次条において同じ。）」を加え、「特定動物飼養施設から脱出した」を「特定飼養施設（法第二十六条第一項に規定する特定飼養施設をいう。）から逸走した」に改め、第四章中同条を第十三条とし、第二十三条を第十四条とする。

第二十四条第一項中「動物が」を「動物（特定動物を除く。以下この条において同じ。）が」に改め、同条第二項を削り、同条を第十五条とし、第五章中第二十五条を第十六条とする。

第二十五条の二中「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第十七条第一項」を「法第三十四条第一項」に、「同法第十三条第一項」を「法第二十四条第一項又は第三十三条第一項」に改め、「及び前条第一項の規定による立入調査」を削り、同条を第十七条とする。

第二十六条の見出し中「の徴収」を削り、同条第一項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「第十九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第四号中「動物の愛護及び管理に関する法律第十八条第一項の」を「法第三十五条第一項の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第一号の次に次の四号を加える。

二 法第十条第一項の規定による動物取扱業の登録を受けようとする者

三 法第十三条第一項の規定による動物取扱業の登録の更新を受けようとする者

四 法第二十六条第一項の規定による特定動物の飼養の許可を受けようとする者

五 法第二十八条第一項の規定による特定動物の飼養の許可に係る事項の変更の許可を受けようとする者

第二十六条第二項を次のように改める。

2 手数料は、飼い犬の返還をするとき、登録、登録の更新若しくは許可の申請があったとき又は犬若しくは猫の引取りをするときに徴収する。

第二十六条を第十八条とし、第二十七条を第十九条とし、第二十八条を第二十条とする。

第二十九条第一項を削り、同条第二項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「第二十二条」を「第十三条」に改め、同号を同項第一号とし、同項第四号中「第二十三条」を「第十四条」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「第二十五条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項を同条第一項とし、同条第三項第一号中「第二十三条」を「第十四条」に改め、同項第二号中「第二十四条第一項」を「第十五条」に改

め、「(特定動物に係るものを除く。)」を削り、同項第三号中「第二十五条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同項を同条第二項とし、第六章中同条を第二十一条とし、第三十条を第二十二条とし、第三十一条を削る。
別表中「第二十六条」を「第十八条」に改め、特定動物飼養許可申請手数料の項及び特定動物飼養変更許可申請手数料の項を削り、抑留犬返還手数料の項の次に次のように加える。

動物取扱業登録申請手数料	一件につき	一五、〇〇〇円
動物取扱業登録更新申請手数料	一件につき	一五、〇〇〇円
特定動物飼養許可申請手数料	一件につき	一五、〇〇〇円
特定動物飼養許可事項変更許可申請手数料	一件につき	一〇、〇〇〇円

別表の備考三を同表の備考五とし、同表の備考二中「飼養の」の下に「許可に係る事項の」を加え、同表の備考二を同表の備考四とし、同表の備考一を同表の備考三とし、同表の備考一及び二として次のように加える。

- 一 動物取扱業の登録において、同一の者から同一敷地内における動物取扱業に係る複数の申請が同時にされた場合で、手数料の額の合計が三万円を超えることとなるときは、この表の規定にかかわらず、その手数料の合計の額は三万円とする。
- 二 動物取扱業の登録の更新において、同一の者から同一敷地内における動物取扱業に係る複数の申請が同時にされた場合で、手数料の額の合計が三万円を超えることとなるときは、この表の規定にかかわらず、その手数料の合計の額は三万円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年六月一日から施行する。ただし、次項から附則第六項までの規定は、公布の日から施行する。
(動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第一項の規定による許可の申請に係る手数料)
- 2 動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成十七年政令第三百九十号)附則第二条第一項の規定により動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第六十八号)附則第七項において「改正法」という。)による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第五号)附則第七項において「新法」という。)第二十六条第一項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可を受けようとする者から、手数料を徴収する。
- 3 手数料の額は、特定動物の飼養又は保管の許可の申請一件につき一万五千円とする。ただし、同一の者から同一敷地内における特定動物の飼養又は